

## 電気自動車急速充電設備利用開始式について

株式会社ミツバ様からご寄贈いただきました電気自動車急速充電設備の利用開始式を次のとおり執り行いますので、お知らせいたします。

- 日 時 令和8年3月31日（火）午後1時30分から
- 会 場 桐生市本庁舎駐車場
- その他
  - （1）寄贈 電気自動車急速充電設備2基（令和6年1月22日）
    - ・新里支所 令和6年9月30日（月）利用開始
    - ・桐生市本庁舎 令和8年4月1日（水）午前8時30分から利用開始予定
  - （2）利用概要
    - ①利用時間 24時間（無休）
    - ②利用料金
      - ・株式会社エネゲートが発行する会員カードを使用する場合、5分以内の利用につき275円、5分を超える利用については275円に1分ごとに55円を加算した額
      - ・株式会社e-Mobility Powerが発行する会員カードを使用する場合、当該会員カードを発行した事業者が定める利用料金の額



【問い合わせ】  
総務部総務課  
担当 山添・清村  
TEL 0277-32-4145